

騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例にかかる特定施設一覧表

施設分類	特定施設名	騒音関係						振動関係					
		騒音規制法			京都府環境を守り育てる条例			振動規制法			京都府環境を守り育てる条例		
		指定地域内（工専、調整区域以外）			指定地域外（工専、調整区域）			指定地域内（工専、調整区域以外）			指定地域外（工専、調整区域）		
		該当	条件等	該当	条件等	該当	条件等	該当	条件等	該当	条件等	該当	条件等
金属加工機械	圧延機械	○	出力合計22.5kW以上	○		○				○		○	
	製管機械	○				○							
	ベンディングマシン	○	ロール式で3.75kW以上	○		○				○	ロール式で3.75kW以上	○	ロール式で3.75kW以上
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○		○		○	矯正プレスを除く	○		○	
	機械プレス	○	呼び加圧能力294kN以上	○		○		○		○		○	
	せん断機	○	3.75kW以上	○		○		○	1kW以上	○		○	
	鍛造機	○				○		○		○		○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○				○		○	37.5kW以上			○	37.5kW以上
	プラスト	○	タンプラスト以外で密閉式を除く	○		○							
	タンプラー	○				○							
	切断機	○	といしを用いるもの			○	といしを用いるもの						
	自動旋盤			○									
	高速切断機			○									
	平削盤			○									
型削盤			○										
研磨機			○	工具用を除く		○	工具用を除く						
圧縮機・送風機	空気圧縮機	○	7.5kW以上			○	7.5kW以上						
	送風機	○	7.5kW以上	○	3.75kW以上	○	3.75kW以上	○	7.5kW以上（冷凍機用を除く）			○	7.5kW以上（冷凍機用を除く）
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機 その他の用に供する粉砕機	○	7.5kW以上	○		○		○	7.5kW以上	○		○	
	繊維機械	○	原動機を用いるもの			○	原動機を用いるもの	○	原動機を用いるもの			○	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○	気泡プラントを除き混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上	○		○							
	コンクリートブロックマシン							○	出力合計2.95kW以上			○	出力合計2.95kW以上
	バッチャープラント									○		○	
	アスファルトプラント	○	混練容量200kg以上	○		○							
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械							○	出力合計10kW以上 出力合計10kW以上				
穀物用製粉機	穀物用製粉機	○	ロール式で7.5kW以上			○	ロール式で7.5kW以上						
冷凍機	冷凍機								○	7.5kW以上	○	7.5kW以上	
木材加工機械	ドラムバーカー	○				○		○				○	
	チップパー	○	2.25kW以上	○		○		○	2.2kW以上			○	2.2kW以上
	砕木機	○				○							
	帯のご盤	○	製材用15kW以上、木工用2.25kW以上	○	0.75kW以上	○	0.75kW以上						
	丸のご盤	○	製材用15kW以上、木工用2.25kW以上	○	0.75kW以上	○	0.75kW以上						
	かなな盤	○	2.25kW以上	○	0.75kW以上	○	0.75kW以上						
	立のご盤	○		○	0.75kW以上	○	0.75kW以上						
抄紙機	抄紙機	○				○							
印刷機械	印刷機械	○	原動機を用いるもの			○	原動機を用いるもの	○	2.2kW以上			○	2.2kW以上
合成樹脂加工機械	合成樹脂用射出成形機	○				○		○				○	
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機							○	カレンダーロール機以外で30kW以上			○	カレンダーロール機以外で30kW以上
	合成樹脂加工機械			○		○							
鋳造型機	鋳造型機	○	ジョルト式のもの	○		○		○	ジョルト式のもの			○	ジョルト式のもの
その他	遠心分離機			○	直径1.2m以上	○	直径1.2m以上			○	直径1.2m以上	○	直径1.2m以上
	クーリングタワー			○	0.75kW以上	○	0.75kW以上						
	重油バーナ			○	回転式及び低圧空気式を除く	○	回転式及び低圧空気式を除く						
	工業用動力ミシン			○	同一作業場内に3台以上保有	○	同一作業場内に3台以上保有						
	ガラス研磨機			○		○							
	ニューマチックハンマー			○		○							
	コルゲートマシン			○		○							
	原石切断機									○	7.5kW以上	○	7.5kW以上